

学校図書館等児童書貸出規則

(平成十四年十月十一日国立国会図書館規則第十一号)

改正 平成二十四年三月 十九日国立国会図書館規則第一号

同 二十八年三月二十三日同 第五号

(趣旨)

第一条 学校図書館等に貸し出すために主題等を定めて特に収集した国立国会図書館国際子ども図書館(以下「国際子ども図書館」という。)に所属する一群の児童書(おおむね十八歳以下の者が主たる利用者として想定される図書及びその他の図書館資料をいう。以下同じ。)及びその関連資料(以下「貸出用コレクション」という。)を学校図書館等に貸し出す場合の取扱いについては、別に定めるものを除き、この規則の定めるところによる。

(貸出しを受けることができる施設)

第二条 貸出用コレクションの貸出しを受けることができる施設は、学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)第二条の学校図書館及び国立国会図書館(以下「館」という。)の館長(以下「館長」という。)が適当と認めるこれに準ずる施設(以下「学校図書館等」という。)とする。

(貸出しの対象)

第三条 貸出しは、貸出用コレクションごとに一括して行うものとする。

2 貸し出すことのできる貸出用コレクションの数は、未返却のものを含め一組とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(貸出期間)

第四条 貸出用コレクションの貸出期間は、七週間以内とする。

2 貸出用コレクションの貸出しを受ける学校図書館等が置かれた学校等に属する児童又は生徒の数その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、館長は、前項の規定にかかわらず、三月を超えない範囲内で前項の期間より長い貸出期間を定めることができる。

3 前二項の期間は、国際子ども図書館がその貸出用コレクションを発送する日から受領する日までの期間とする。

(貸出しの手続)

第五条 貸出用コレクションの貸出しを受けようとする学校図書館等は、次に掲げる事項を記載した書面を国際子ども図書館に提出することにより、申し込まなければならない。

- 一 当該学校図書館等の住所及び名称
- 二 当該学校図書館等が置かれた学校等の長及び当該学校図書館の担当者の氏名
- 三 当該学校図書館等が置かれた学校等に属する児童又は生徒の数

四 貸出しを希望する貸出用コレクションの名称

五 貸出しを希望する期間（七週間を超える期間を希望する場合にあつては、その理由を含む。）

六 その他館長が別に定める必要事項

2 貸出用コレクションの貸出しは、当該学校図書館等の職員への手交又は書留郵便その他これに類する方法（以下「書留郵便等」という。）によるものとし、書留郵便等に要する費用は、館が負担する。

3 学校図書館等が書留郵便等により貸出用コレクションを受領したときは、その旨を国際子ども図書館に通知しなければならない。

（返却の手続）

第六条 貸出しを受けた貸出用コレクションの返却は、当該学校図書館等の職員の使送又は書留郵便等によるものとし、その費用は、当該学校図書館等が負担する。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、館が当該費用を負担することができる。

（貸出しを受けた貸出用コレクションの管理及び利用）

第七条 貸出用コレクションの貸出しを受けた学校図書館等は、当該貸出用コレクションを善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 貸出用コレクションは、当該貸出用コレクションの貸出しを受けた学校図書館等が置かれた学校等の施設外に持ち出してはならない。

（貸出しを受けた貸出用コレクションの亡失又は損傷）

第八条 貸出用コレクションの貸出しを受けた学校図書館等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を国際子ども図書館に通知しなければならない。

一 貸出用コレクションの受領時にその一部又は全部が亡失し、又は損傷しているとき。
二 貸出用コレクションの保管中にその一部又は全部が亡失し、又は損傷したとき。

三 貸出用コレクションの返送中にその一部又は全部が亡失し又は損傷したことを知ったとき。

2 学校図書館等が貸出しを受けた貸出用コレクションを受領した時から当該貸出用コレクションを返却するまでの間において、その一部又は全部が亡失し又は損傷したときは、館長は、当該学校図書館等に対し、当該亡失若しくは損傷に係る児童書若しくはその関連資料に相当する物の納付又はその損害の賠償を求めることができる。

（この規則に違反した場合の措置）

第九条 館長は、この規則に違反した学校図書館等に対し、貸出用コレクションの貸出しを中止し、又は一定の期間を定めて貸出しを行わないことができる。

附 則

この規則は、平成十四年十月十五日から施行する。

附 則（平成二十四年三月十九日国立国会図書館規則第一号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十三日国立国会図書館規則第五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。